

「学校いじめ防止基本計画」

令和6年3月策定
宮古島市立狩俣中学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、本校のすべての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

※ 本計画は、4月と9月の会議において「いじめ防止基本計画」が実効的に機能しているか点検を行い、必要に応じて項目・役割を追加するものとする。

1 基本的な考え方（基本理念）

（1） いじめの定義

「いじめ」とは「生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする」と定義する。また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目して判断するものとする。

（2） いじめ防止等のための対策の基本理念

本校は、すべての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ① いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行う。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であり、全力で解決に当たる。
- ⑤ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導委員会」を設置し以下の機能を担う。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年代表
なお、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、登校支援員等の専門家を参集する。

【活動内容】

いじめ防止基本方針の策定と取組の実施・進捗状況の確認・定期的検証、いじめ事案に対する対応、関係機関との連携、保護者への対応、いじめ発見のためのアンケート調査、いじめに関する指導資料の提供、教職員研修、教職員の共通理解と意識啓発、児童保護者地域に対する情報発信と意識啓発、重大事態への対応。

【開催】

月1回定例の「生徒指導連絡会」を開催し、そこで課題になったことを全職員で共通理解を図る。会議は年2回（8月、12月）開催し、いじめ事案発生の際は緊急開催とする。会の進行・運営は、生徒指導主任が進めるものとする。

○組織の目的

教職員が、「いじめの問題」を抱え込まず、かつ、学校の「いじめ」への対応が個々の教職員による対応でなく組織として一貫した対応とする。

3 「いじめ防止」について

◎「いじめ防止」の基本

いじめにはどの生徒も巻き込まれる可能性があるものとして全生徒を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も合理的で有効な対策である。また、いじめの起こりにくい学校にするためにまず、以下の3点を基本とする。

- (1) 子ども達のよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営に当たる。
- (2) 小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- (3) 教職員が、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

(1) 教職員は、「いじめ」を発生させない以下の学習指導の充実を図る。

道徳教育、人権教育、生徒指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

① 生徒指導と学習指導の一体化を生かした授業づくり。

ア 自己存在感の感受を与える

自己存在感とは、自分は価値ある存在であるということを実感することです。そのために、教師は、生徒一人一人をかけがえのない存在としてとらえ、一人一人の存在を大切に思って指導することが大切です。生徒の独自性や個別性を大切にしたい指導が必要です。
「生徒一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わうことができる授業」

イ 共感的人間関係を育成する

共感的人間関係とは、相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、理解しあう人間関係を言います。そのためには、教師が自己開示をし、「指導する人と指導される人」という関係ではなく、「人と人」という関係をつくり出すことが大切です。もちろん、共感的人間関係は、教師と生徒との関係だけではなく生徒同士の間でも大切なことです。
「お互いに認め合い、学び合うことができる授業」

ウ 自己決定の場を与える

自己決定とは、他の人々の主体性を大切にすることを根拠にして、自分の行動を考えさせていく。また、教師が生徒の自己決定を多く取り入れる教育実践をするためには、教師の指導性が必要とされる。生徒がどのような「自己決定」をするのか、教師の指導の中で選択の幅を示すことや、生徒自身で責任のとれる範囲内で認められます。
「自ら課題を見つけそれを追究し、自ら考え、判断し、表現する授業」

エ 安心・安全な風土の醸成

授業において、生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮する。
「生徒一人一人が安心・安全で学習できる授業」

②道徳科の充実

- ・「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にしたい心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。
- ・生徒会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

④学級経営の充実

- ・あらゆる場面において規律正しい態度の育成に努める。
- ・生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、「人権を考える日」の取組や様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける

⑤その他

- ・学校全体で「いじめをしない」「させない」「ゆるさない」という風土づくりに取組。
- ・人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ・家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。
- ・人権を大切に作る心、勤労観、職業観、ふるさとを愛する心などを就学前から系統的に育む。
- ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」の「いじめ問題の取り組み点検表（教師用・学校用）」を定期的に活用し、PDCAのサイクルに沿った取り組みの点検を行う。
- ・一人で抱え込まず、養護教諭、スクールカウンセラーや外部機関の協力を得る。

(2) 生徒

- ①年間を通して、友人関係、集団づくり、社会性の育成などのために社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、生徒が自ら気づく、学ぶ機会を提供していく。
- ②他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりあひながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく。
- ③生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する（生徒会によるいじめ撲滅の宣言など）

(3) 保護者（地域）

- ①生徒の話に耳を傾け、生徒の学校での様子を把握するとともに、家での居場所づくりに努める。
- ②生徒の基本的な生活習慣の育成に努める。
- ③自己肯定感や自己有用感を育むことができるような体験活動の機会を積極的に設ける。
- ④携帯電話やインターネット使用のルールを決める。
- ⑤地域での体験を通して、集団の一員としての自覚を育む。

4 「早期発見」について

◎早期発見の基本

- ①生徒の些細な変化に気づくこと
- ②気づいた情報を確実に共有すること
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること

生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(1) 教職員

- ①教師が豊かな感性で日頃から生徒理解、観察に努める。
 - ・いじめのサインを早期に発見する。
いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。また、情報は職員間で共有する。
 - ・ノート・日記（わだつみ日誌）指導
生徒の休み時間や放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記な

どから交友関係や悩みを把握したりする。

- ②生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。
- ・生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
 - ・定期的なアンケート調査を実施する。（毎月1回）
 - ・定期的な教育相談を実施する。（教育相談週間の設定 年間2回）
 - ・家庭訪問、個人面談で生徒の様子を把握する。
 - ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」の「学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント」を定期的に活用し発見に努める。

(2) 生徒

- ①どんな場合でも、いじめは絶対に許されないとの認識を強く持つ。
- ②いじめを受けた場合は、すぐに担任、保護者などの身近な人に相談する。
- ③自分以外の人がいじめを受けた場合もすぐに身近な人に知らせる。

(3) 保護者（地域）

- ①生徒の様子を注意深く観察するとともに何か変わった点があれば、すぐに学校へ相談する。
- ②子どもとの会話をできるだけ多くする（一緒に食事等）
- ③「沖縄県いじめ対応マニュアル」の「家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント」を活用し発見に努める。（学校が配布する）
- ④地域やPTAは、いじめの早期発見のポイント等について周知し、生徒の様子を報告してもらう。

5 「いじめに対する措置」について

◎基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
(管理職への報告と事実の確認) 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(1) いじめ被害者への対応

①教職員の対応

ア 生徒への対応

- ・潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ・被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。
- ・良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ・学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ・その日のうちに、関係生徒個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

イ 保護者への対応

- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。

②保護者の対応（子どもに対してどう関わるか）

- ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- ・不安を除去し、安全の確保に努める。
- ・「父と母は最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
- ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

(2) いじめ加害者への対応

◎基本的な姿勢

- ① 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- ② 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- ③ 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- ④ 加害児童との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- ⑤ 教師は、どの児童も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導に当たる。

①教職員の対応

ア 児童への対応

- ・いじめていた生徒に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的に持つ。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ・不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- ・相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
- ・学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- ・場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ・必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。
- ・スクールカウンセラー等による教育相談の活用。

イ 保護者への対応

- ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
- ・保護者の心情を理解する（怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等）。
- ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
- ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

- ・事実関係は正確に伝える。
- ・憶測で話をしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ・学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
- ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- ・教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。

③保護者の対応（子どもに対してどう関わるか）

- ・両親と一緒に叱責しない。それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- ・事実を聞き出す。
 - どんな行動をしたのか？ その結果どうなったのか？
- ・徹底的にいじめを否定する。
 - 「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
 - 「いじめられた子は苦しんでいる」
 - 「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- ・きちんと謝罪する。
- ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- ・今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ。

(3) いじめ傍観者への対応

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、全生徒に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を浸透させるようにする。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

6 ネット（SNS）による、いじめの防止について

インターネットを介して、いじめや犯罪などに子どもが巻き込まれるケースが増加し、子どもが被害者だけでなく加害者になるケースも出てきており、生徒の規範意識、危険回避能力、情報モラルの向上が喫緊の課題である。

この現状を踏まえ、学校での指導はもとより、保護者・地域と連携しネット社会における子どもを見守る体制づくりのために、以下の通り取り組んで行く。

(1) 学校における対応

- ①「規範意識、危険回避能力、情報モラルの向上」の指導
 - ・個人情報の取り扱いには慎重に行う。
 - ・知らない人を簡単に信用しない。
 - ・ネット上の不審な事柄があった場合には、保護者に必ず相談する。
 - ・「ちゅらマナーハンドブック」の活用による規範意識を高める活動。
- ②フィルタリング設定の重要性の周知
 - ・警察と連携した生徒・保護者等へのフィルタリングの普及促進（特設授業やPTA総会等）
 - ・「ネット被害防止ガイドライン」の活用
- ③保護者との連携
 - ・PTA総会や学級懇談会、三者面談等における啓発用資料の配布・説明による保護者の意識喚起
 - ・保護者間の情報交換の環境づくり
 - ・警察と連携した出前講座の実施による保護者の意識喚起
- ④相談体制の充実
 - ・教育相談担当教諭と他の教職員等との連携による校内体制の確立。
 - ・生徒の状況の把握と整理（情報の収集、確認）

- ・教職員間の情報共有
- ・関係機関等との連携

(2) 家庭における対応

- ①携帯電話・スマートフォンの所持について、なぜ必要なのか、家族で必ず話し合う。
- ②持たせる前に家庭でのルールを決める。また、持たせているときも、必ずルールの再確認をする。

◎ルール作りのポイント

- ・子どもと一緒にルールを作る。
- ・子どもが使おうとしているサービスを一緒に見る。
- ・子どもの利用状況を確認するルールを作る。
- ・ルールを守れなかったときのルールを作る。
- ・トラブルの時は、すぐに保護者に相談する約束をする。

- ③フィルタリングを設定する。
- ④持たせた後も、情報リテラシー（心のフィルタリング）の向上を図る。
 - ・家庭でもネット社会のマナーについて話し合う。

◎インターネットトラブル事例より

事例：書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

気をつけること

1 生徒

- (1) 相手の気持ちを考える。
- (2) インターネットの特性を理解する。
- (3) 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する。

2 保護者

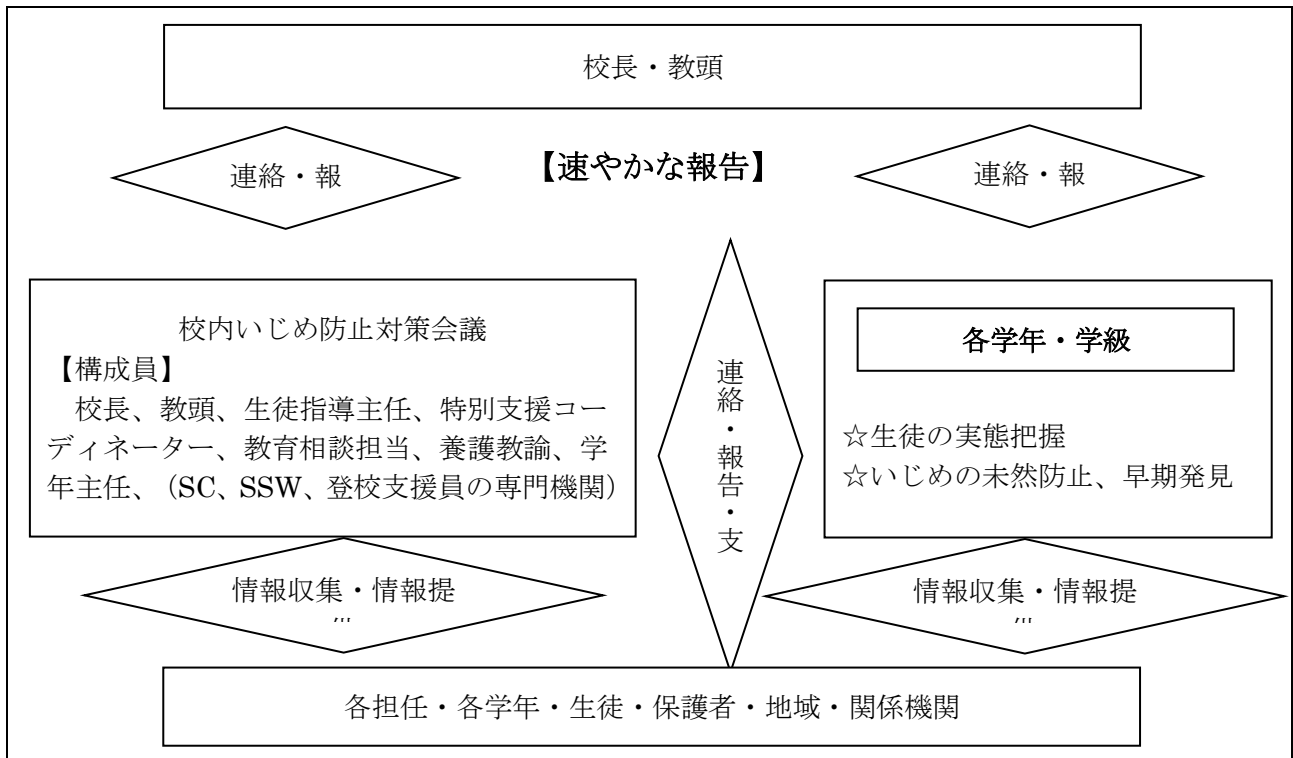
- (1) SNSやプロフを確認する。
- (2) 子供の心の变化やいじめの兆候に注意を払う。

3 教師

- (1) 文字によるコミュニケーションの注意点を教える。

6 いじめ防止体制

(1) 平常時



(2) いじめ発生時

